

公益社団法人大阪市シルバー人材センター

平成30年度事業計画

I 基本方針

大阪市内における65歳以上人口（高齢者人口）は66万8千人（平成27年10月1日現在）で、平成22年と比べ総人口に占める割合（高齢化率）は、22.7%から25.3%に上昇しているとともに、まもなく75歳以上の後期高齢者が前期高齢者を上回る「重老齢社会」を迎えようとしています。

一方、国の「平成29年版高齢社会白書」では、仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答し、「70歳くらいまで、もしくはそれ以上働きたい」との回答を合せると、約8割の高齢者の方が高い就業意欲を持っていることが分かります。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「人口が減少する中で我が国の成長力を確保するためにも、高齢者の就業率を高めていくことが重要である」とされています。

シルバー人材センターは、人手不足が問題とされている介護や子育て分野などへ参画することにより、地域社会の人手不足問題や働く意欲のある高齢者に活躍できる場所と機会を提供することが可能であることから、「福祉の受け手」から「社会の担い手」となって地域社会に貢献するシルバー人材センターの果たす役割と期待はますます大きくなっています。

今後とも、請負・委任による受託事業や労働者派遣事業、有料職業紹介事業、訪問介護事業など高齢者の多様な就業機会の提供を図るとともに、人手不足が懸念されている介護や子育て分野の福祉施設・保育所などの就業開拓、また経営コンサルタントを活用した効果的な就業開拓に努めていきます。

会員入会の促進につきましては、「出張入会説明会」の開催回数を増やすとともに、大阪市役所玄関ホール等の公共施設における事業紹介展の開催や「区民まつり」への参加、「区政だより」などの広報誌を利用する等、取り組みの強化に努めてまいります。

会員への就業提供については、仕事のミスマッチ防止や技能・スキル向上のため、福祉施設などでの就業を円滑にするための「福祉施設就業基礎研修(仮称)」、「高齢者運転講習会・福祉車両取扱い講習会」、「植木剪定講習会」、会員の安全就業を推進するための「安全研修会」、人権・接遇・個人情報保護を網羅した「就業会員研修会」などを開催し、人

材養成に努めます。

また、適正就業の推進では、引き続き仕事を分かち合うローテーション就業に取り組むとともに、契約時や契約更新時に就業内容の点検を実施します。

Ⅱ シルバー人材センター事業（公益目的事業）

1. 就業開拓提供事業

高齢者が自らの能力や希望に応じ、一人でも多くの会員の就業機会の確保ができるよう、企業・家庭・地方公共団体のニーズの把握に努めるなど、就業機会の拡大を図る。

- (1) 経営コンサルタントを活用し、各事務所に配置している「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」専任の就業開拓コーディネーターが、効率的な就業開拓に取り組む。
- (2) より多くの会員の就業機会の拡大を図るため、ローテーション就業の推進に努める。
- (3) 「植木剪定班」「毛筆筆耕班」「除草グループ」の職群班の自主的な活動を支援する。
- (4) 公共施設などの指定管理者として、市民の信頼を得るため、より一層の会員のスキルの向上に努める。

2. 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の充実・発展を目指し、市内全域で効率的かつ効果的な普及啓発活動を推進するため、公共機関窓口や各種のイベントなどを活用して普及啓発活動を行うとともに、新たな会員の入会促進や就業開拓を推進する。

- (1) 各区の工業会・中小企業等の企業組合との連携を図る。
- (2) 大阪市役所玄関ホール等の公共施設において事業紹介展を開催する。
- (3) 老人福祉センターなどの公共施設や区民まつり等の各区単位のイベントに参加し、事業説明会を実施する。
- (4) 各区の広報誌にセンターPR記事の掲載を行う。
- (5) ハローワーク、区役所・保健福祉センター・図書館などの公共機関窓口等にパンフレットやチラシの常置を依頼する。
- (6) 10月の第三土曜日の「シルバーの日」において清掃ボランティア活動を実施する。

- (7) センターのホームページを活用し、更なる普及啓発に努める。
- (8) 会員による啓発パンフレットの配布を行い、入会促進及び就業開拓に努める。
- (9) 全シ協、大シ協、他都市シルバー人材センターと緊密に情報交換を行い連携する。
- (10) センター機関誌「シルバーみおつくし」を会員に配布するとともに公共施設等に常置する。
- (11) 会員数や求人が少ない区域などに、新聞折り込み広告等を実施する。

3. 研修・講習会事業

会員の就業機会の拡大を図るためには会員一人ひとりの技能の習得・向上や資質の向上を図ることが不可欠であるため、請負、派遣、職業紹介のすべての業務に対応できるように人材を養成するための講習会・研修会を開催する。

- (1) センター会員の資質の向上と良質なサービスの提供を図るため、「人権擁護」「接遇」「個人情報の保護」を包括した「就業会員研修会」の充実を図る。
- (2) 「植木剪定班」「毛筆筆耕班」「除草グループ」による職群班員の技術向上を図るための講習会や勉強会を開催する。
- (3) 福祉施設などでの就業を円滑にするための「福祉施設就業基礎研修(仮称)」や「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」に対応するための「生活援助員従事者研修」、「子育て支援講座」、「パソコン講習会」、「オフィスクリーニング講習会」など、より市民生活に密接したさまざまなサービスに携わる会員の養成に向けた講習会を開催する。

4. 相談事業

センター事業のより一層の進展を図るためにあらゆる相談に応じ、働く意欲と豊富な知識や技能を持った会員の確保に努めるとともに、市民にセンター事業に対する正しい知識や理解を深めてもらえるよう努める。

- (1) 市民にセンター事業のしくみや事業内容を正しく理解してもらうために、各事務所窓口において相談業務を行う。
- (2) 入会説明会と同時に相談業務を行い就業機会の拡充に努める。
- (3) 未就業相談会を各事務所において開催し、一人でも多くの会員が就業機会を得られるよう努める。
- (4) 各種イベントの開催を利用して、相談業務を実施する。

5. 安全・適正就業推進事業

会員の就業中や就業途上における事故防止を図るため安全委員会活動の充実に努め、会員の安全意識や適正就業に対する啓発を通じて安全・適正就業の推進に努める。

- (1) 安全委員会が策定した安全就業推進実施計画に基づき、会員の就業先への安全パトロールの実施などにより安全意識の向上に努める。
- (2) 安全就業意識の向上を図るため「反射会員証ケース」、「安全就業啓発ワッペン」、「センター反射腕章」の就業時の装着を勧奨する。
- (3) 警察及び関係団体等の協力を得て「交通安全研修会」や「生活安全研修会」、「健康管理研修会」を開催する。
- (4) 「高齢者用の自転車ヘルメット」着用の奨励に努め、重篤事故の防止に努める。
- (5) 自転車事故の賠償事故に対応する保険への加入を勧奨する。
- (6) 入会説明会や就業提供時等に「会員のてびき」「安全就業チラシ」などを配布し、安全就業の意識啓発に努める。
- (7) 事故発生事例や健康管理に関する情報をセンター機関誌に掲載するとともに、各種講習会や事務所受付において情報提供を行う。
- (8) センターの安全就業の標語「元気に出かけて 笑顔で帰ろう いつも心に安全意識」をあらゆる機会を通じて広めることにより安全就業の意識啓発に努める。
- (9) 契約時及び契約更新時に就業内容について、安全・適正就業の点検を行う。

6. 訪問介護事業

従前から指定訪問介護を実施しているところであるが、昨年4月から実施された「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」にも積極的に参画し、市民生活サービスの向上のために、指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービス・指定生活援助型訪問サービス事業（以下「事業」）の拡充に努め、会員の就業機会の拡大を図る。

- (1) 地域包括支援センターや居宅サービス事業者などの保健医療・福祉サービス提供者との一層の連携強化に努め、利用者の確保に努める。
- (2) 昨年4月から実施された、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスの要望に対応できるよう人材の育成を図る。
- (3) 「生活援助員従事者研修」を修了した会員と連携を図りながら、就業提供に努める。
- (4) 訪問介護員、生活援助型訪問サービス従事者に対し研修会を開催し、さらなるサービスの質の向上を目指す。

(5) 事業をより多くの市民に周知するため啓発パンフレットの配布に取り組む。

7. 独自事業

独自事業である阿波座センタービル地下駐車場の管理運営について、より一層の収支改善に努める。

8. 職業紹介事業

雇用による就業を希望する高齢者に対して有料による職業紹介事業を実施する。

9. 労働者派遣事業

労働者派遣事業による就業を確保し、派遣事業の拡大と適正就業の推進を図る。

Ⅲ 管理部門

1. 会員拡大

急速に高齢化が進展しているものの、定年延長や継続雇用の拡大など労働者の雇用環境の変化に伴って会員数が全国的に伸び悩み傾向にあるが、入会説明会及び入会希望者等の利便を図る出張入会説明会の開催回数を増やすなど、会員拡大の取り組みを強化する。

平成30年度目標会員数 11,000人

2. 組織体制の充実強化

- (1) 個人情報などを適正かつ厳格に管理を行うため、安全管理体制の充実・強化に取り組む。
- (2) 業務システムの整備・拡充を図り、就業提供の迅速化や的確な情報管理に努める。
- (3) 経営コンサルタントを活用し、市場開拓やシルバー人材センター業務の点検など、業務効率の改善に取り組む。

3. 財政基盤の拡充

- (1) センター事業の安定した運営体制の確立には財政基盤の充実が必要であるため、事務の効率化を図るとともに財政規律の遵守に努め、財政基盤の安定化を図る。

- (2) 契約件数の拡大に努めるとともに、昨年度からゆうちょ銀行口座への契約金の振込を可能とするなど、債権回収の迅速化と未収金の防止に努める。
- (3) センター事業の理解を広く求め、賛助会員の拡大に努める。